



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 村井 泰介
会 社 所 在 地 東京都世田谷区弦巻1-1-12
(コード番号 3151 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 佐藤 健太
TEL 022-266-8330

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月29日開催予定の当社第14回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に下記のとおり付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、2022年10月28日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社への移行に関する議案が本株主総会で承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本制度は、これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、業績連動型譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行に関する議案が承認可決されることを条件としております。

また、本制度は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を割り当てるための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2010年6月29日開催の当社第1回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額220,000,000円以内（うち、社外取締役については20,000,000円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれない。）とすること、また、当該報酬等の額とは別枠で、2016年6月29日開催の第7回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を年額45,000,000円以内（社外取締役および非業務執行の取締役は付与対象外）、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行に伴い、2021年6月25日開催の第12回定時株主総会において、当該業績連動型株式報酬に係るポイント数は年間50,000ポイント以内（社外取締役および非業務執行の取締役は付与対象外）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役それぞれの報酬額を新設するとともに、本制度を新たに導入し、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額および業績連動型株式報酬の額とは別枠と

して、対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（2.（1）で定義される）につき 50,000,000 円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

（1）業績連動型譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これを支給するか否か、支給する業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額および交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定していない。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していることおよび対象取締役（ただし、対象期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した者を除く。）が下記（5）に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第 15 期事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

（2）業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数 100,000 株を、各対象期間において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

（3）交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標を当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する（ただし、1 株未満の端数が生じた場合には切り上げるものとする。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数および総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数および金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。

<各対象取締役に対する交付株式数の算出方法>

役位別基礎金額（※1）×業績支給率（※2）÷基準株式価格（※3）

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 各対象期間の自己資本利益率（ROE）に応じて、次のとおりとする。

| 自己資本利益率（ROE） | 業績支給率 |
|--------------|-------|
| 8%以上 | 200% |
| 7%以上8%未満 | 150% |
| 6%以上7%未満 | 120% |
| 5%以上6%未満 | 100% |
| 4%以上5%未満 | 50% |
| 4%未満 | 0% |

※ 3 各対象取締役に対し交付される株式数を決定する当社取締役会決議の日の直前営業日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。

(4) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。

- ① 対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動型譲渡制限付株式の交付に代えて、交付株式数の価額に相当する額の金銭を対象取締役に対して支給する。ただし、対象期間中に取締役の地位を退任した場合又は一定の非違行為があった場合には、業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

(5) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等

承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社および当社子会社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の業績連動型譲渡制限付株式と同様の業績連動型譲渡制限付株式を、当社の取締役のほか、当社の執行役員および一定の従業員並びに主たる子会社の取締役、執行役員および一定の従業員に対し、割り当てる予定です。

以上